

特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会
寄付金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会（以下「本学会」）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において寄付金とは、本学会の業務の実施を財政的に支援する目的で寄付される現金及び有価証券であって、次の各号のいずれかの経費に充てるものをいう。

- (1) 研究の推進に要する経費
- (2) 若手育成を目的とする経費
- (3) その他本学会の業務遂行に要する経費

(申し込み時の取り扱い事務)

第3条 寄付金の申し込みにあたって申込書に次の事項を記載する。

- イ 寄付者の住所、氏名、所属団体・機関
- ロ 寄付金又は有価証券の額
- ハ 寄付金の使途

(受け入れの制限)

第4条 本学会の趣旨に鑑み、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄付金を受け入れることができない。

- (1) 反社会的、政治・思想的企業、団体からの寄付にかかるもの
- (2) 企業、団体の売名を目的とするもの
- (3) 利益誘導のあるもの
- (4) その他、本学会の趣旨にそぐわないもの

(受け入れ時の取り扱い)

第5条 寄付金の取り扱いについては、本学会の所掌する委員会で取り扱いを協議する。

- 2 申込書を受け取り後、必要事項を確認の上、すみやかに寄付の受け入れを決定し、寄付者に対し寄付金の納入方法について通知する。

(雑則)

第6条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成26年3月7日から施行する。